

(配布用)

令和元年 第2回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

令和元年7月2日

於 甲賀広域行政組合庁舎

令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会は、令和元年7月2日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 谷 永 兼 二
- 2番 森 田 久 生
- 3番 山 中 修 平
- 4番 山 岡 光 広
- 5番 橋 本 律 子
- 6番 松 井 圭 子
- 7番 堀 田 繁 樹
- 8番 菅 沼 利 紀
- 9番 加 藤 貞一郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- 管理者 岩 永 裕 貴
- 副管理者 谷 畑 英 吾
- 会計管理者 山 下 和 浩
- 事務局長 佐 治 善 弘
- 次長兼総務課長 木 村 尚 之
- 衛生課長 松 本 博 彰
- 衛生センター所長 雲 好 章
- 消防長 本 田 修 二
- 消防次長兼消防総務課長 西 田 喜久雄
- 消防次長兼水口消防署長 寺 村 保 博
- 消防次長兼湖南中央消防署長 水 野 誠 治

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 中 溝 慶 一
- 水 田 雅 子
- 小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議案第5号 甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第8号 財産の取得について(高規格救急自動車)
- 日程第7 議案第9号 甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

(開会 午前9時29分)

議長(橋本律子) 皆さん、おはようございます。

組合議員の皆様には本議会が終わったところ、また本日は何かと御多忙のところ、皆様お揃いで御出席賜り、ありがとうございます。

梅雨本番になってまいりました。今朝のニュースも九州では、土砂災害などの恐れも、というニュースが流れ、本当に1日に降る雨の多さに皆、気象の変化に準ずることが必要だと思ってニュースを聞いております。この地におきましても災害の少ないところではありますが、皆さんとともに色んな心してそういう災害に備える志が必要かなと改めて今日、感じました。

ただいまから、令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして、管理者から御挨拶をいただきます。

座らせていただきます。

管理者。

管理者(岩永裕貴) 改めまして、おはようございます。

本日、令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中、御参集を賜り誠にありがとうございます。それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係では、先般のゴールデンウィーク期間中の10日間で家庭ごみが例年よりも100トン余り多く搬入される状況となりましたが、機器トラブル等の問題もなく処理ができました。今後も引き続き安定処理に努めてまいります。

次に、消防関係ですが、本年におきましては、年初より管内で火災が多発し、今なお、昨年を上回る火災件数となっていることから、管内各消防署において、火災への注意喚起を呼び掛けるなど、様々な広報活動を積極的に行っております。

また、昨年に引き続き、今年も熱中症患者の増加が見込まれるため、注意を呼び掛ける広報も行っております。

さらには、昨年5月に発生いたしました甲賀市水口町水口地先での水難事故、同じく昨年7月に発生をいたしました湖南市菩提寺地先での交通事故、そして、本年5月に大津市で発生いたしました交通事故など、幼い命が奪われる事故が全国的にも頻発していることを踏まえ、水口消防署では、夏休みを前に小学生を対象とした防災講話を実施する予定であります。

このように、屋外での活動が増える時期を前に、住民の皆様に対し、防火、防災、そして安全への備えを心掛けていただくよう積極的に取り組んでおります。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件2件、補正予算案件1件、財産取得案件1件、人事案件1件の合計5件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（橋本律子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時32分）

議長（橋本律子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

議長（橋本律子） 議事に先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、現金出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議長（橋本律子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、8番、菅沼利紀議員、9番、加藤貞一郎議員を指名いたします。

議長（橋本律子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本律子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議長（橋本律子） 日程第3、議案第5号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（岩永裕貴） 議案第5号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

消費税及び地方消費税の引上げに伴い、各省庁を通じて所管事務の積算を見直された結果、現行の手数料の金額が見直され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されました。

地方公共団体の手数料につきましては、地方自治法第228条第1項の規定により、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務の手数料を徴収する場合に、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないことから、政令の手数料金額改正に伴い、甲賀広域行政組合手数料条例の標準事務に係る額についての所要の改正を行うものです。

施行日は、改正政令の施行期日と合わせ令和元年10月1日といたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本律子） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番、山岡光広議員。

4番（山岡光広） それでは、上程されています、議案第5号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いをします。

今、御説明もありましたけれども、消費税増税に伴って手数料の改正を行うということですが、私、いただいた議案第5号関係の参考資料を見せていただいて、ちょっと理解ができないので教えていただきたいと思っております。

この資料の新旧対照表を見ますと、危険物の貯蔵タンクの容量と手数料が新旧示されているところです。で、資料で言いましたら、2ページ目のところの分については、今回の改正によって引き上げられるということになっていきますけれども、全体を見ますと、その引き上げは一部に留まっているということです。消費税増税に伴いということなんですが、何故、全体ではなく、特定のタンクのみが引き上げられるのか教えていただきたいと思います。

2つ目は、資料を見ましたら、かなり大きな貯蔵タンクということです。甲賀のこの管内のところでは、該当する危険物は無いのではないかなと思いますけれども、改めて確認をしたいと思います。

議 長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局。

消 防 長（本田修二） 失礼いたします。では、1点目の、今回の改正は、その一部分のみを引上げる改正となっている。何故、全体ではなく特定のタンクのみが引き上げとなるのか、ということについて御説明申し上げます。

議員御承知いただいておりますとおり、1989年4月に消費税制度なるものが導入されまして、当初3%でスタートいたしました。その後、1997年4月、税率が5%、2014年4月、税率が8%、更に本年10月、税率10%、軽減税率へと制度が変遷する中で、これまでからも消費税率制度が変わるその都度、甲賀広域行政組合手数料条例を見直し、これら一部を改正する条例の制定について、改正を行ってきたものでございます。

では、全体でないのは何故か、という御質問についてでございますが、今回の改正では、消費税増税に伴い、手数料の額の標準が増額となるものうち、人件費や物件費の変動の影響を加味しても、なお増額となるもののみを対象としていることが考えられます。このため、危険物手数料のうち、一部が改正対象から除外されているものと考えられます。なお、危険物手数料のうち、今回改正する金額の根拠につきましては、甲賀広域行政組合手数料条例別表に記載のとおりでございます。

次に、2点目の対象物はかなり大型のタンクだが、甲賀消防管内で、これに該当する危険物のタンクはあるのか、という御質問についてですが、現在のところ、最終最新のデータとして持ち合わせておりますのは、危険物許認可事務に関する実態調査というのを毎年行っておりますが、2019年3月31日現在が最新のものでございまして、これによりますと、今回課税対象となる屋外貯蔵タンクにつきましては、とりわけ非常に大規模な屋外貯蔵タンクとなりますが、容量が1万キロリットル以上がこの定義に該当する訳でございます。また、特定屋外タンク、これは容量が1,000キロリットル以上ですが、そのものも含めまして、当消防本部管内には現在のところ、存在は致しません。

以上、山岡議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 山岡議員よろしいですか。
これで、山岡光広議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第5号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

議 長(橋本律子) 挙手全員です。

したがって、議案第5号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長(橋本律子) 続きまして、日程第4、議案第6号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管 理 者(岩永裕貴) 議案第6号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

まず、避雷設備に関する事項について、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に公布され、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、整合を図るものとなります。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日に公布され、住宅用防災機器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときが追加されたことに伴い、新たに当該事項を追加するものとなります。

施行日は、公布の日からといたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長(橋本律子) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長(橋本律子) 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

議 長(橋本律子) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第6号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

議 長(橋本律子) 挙手全員です。

したがって、議案第6号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長(橋本律子) 続きまして、日程第5、議案第7号、令和元年度甲賀広域行政組合補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管 理 者(岩永裕貴) 議案第7号、令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由を御説明申し上げます。

本補正案は、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業において、債務負担行為を設定しようとするものであります。

ごみ処理施設におきましては、日常の適正な運転管理と、毎年の適切な定期修繕及び点検清掃を実施し、生活環境の保全に努めてまいりましたが、平成7年度の稼働から24年を経過しており、老朽化により低下している処理

能力を回復するため、施設の大規模な改修、基幹改良が必要な時期を迎えています。

そこで、平成30年3月に策定した長寿命化計画に基づき、施設の延命化と、施設全体の能力回復を図り、また、省電力機器への更新、導入により、二酸化炭素排出量の削減効果が期待できる、基幹的設備の改良事業を令和2年度から令和5年度までの4年間をかけて行い、施設を延命化しようとするものです。

本年度に契約を行うため、令和元年度から令和5年度まで、限度額45億5千万円の債務負担行為を設定しようとするものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議 長（橋本律子） それでは、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

6 番、松井圭子議員。

6 番（松井圭子） 議案第7号、令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

今、提案理由としても述べられたように、ごみ処理施設の長期安定稼働を図るため、基幹的設備改良事業に係る債務負担行為を追加するものという説明がありました。

そこで、3点、お伺いをします。

まず1点目には、長寿命化のほかに地球温暖化対策や災害対策等は考えておられるのかを伺います。

2つ目には、CO₂削減量、率等はどれぐらいを目指していかれるのか。

3点目には、事業費が高額でありますけれども、その積算方法について、お尋ねをします。

議 長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（佐治善弘） 失礼します。ただいまの松井議員の質疑にお答えします。

まず、1点目の地球温暖化対策及び災害対策についてですが、今回、計画しております、基幹的設備改良事業は、老朽化した既存施設に対し、施設の能力回復を図るとともに、二酸化炭素排出量の削減効果のある主要設備の改良や高性能な設備機器を更新するなど、ごみ処理施設として機能を維持しながら、省エネルギー化により、消費する電力を削減させることで、地球温暖化対策に寄与するものでございます。

また、災害対策につきましては、今回の改良事業は、あくまでも施設の能力回復を図るものでございまして、万が一の災害時における対応につきましては、滋賀県災害廃棄物処理計画に基づき、県を通じた他施設との相互応援協力により、対応を図って参りたいと考えております。

2点目のCO₂削減量、率等はどのぐらいを目指すのか、についてですが、今回、計画する基幹的設備改良事業は、国の循環型社会形成推進交付金を受けようとする事業で、交付条件が改良事業前と後で、CO₂の削減が3%以上とされているものでございます。

ちなみにCO₂は、主に消費燃料、消費電力等をエネルギー消費量として換算し、CO₂排出量とされたものでございます。

今回、計画による削減量と率でございしますが、平成29年度作成のごみ処理施設の長寿命化計画における試算では、改良前と改良後を比較いたしまして、年間CO₂削減量は932トン、率に直しまして5.6パーセントの削減をしているものでございます。

続きまして、3点目の事業費の積算方法についてでございますが、今回の事業費につきましては、平成29年度作成のごみ処理施設長寿命化計画にお

いて、本組合による、これまでの保全整備実績、各設備の耐用年数や運転状況など、施設の現状調査を基に、目標達成のために改良、更新を必要とする設備機器を抽出し、積算したものでございます。

積算における具体的な経費につきましては、各設備の整備計画を定め、長寿命化計画の策定に当たって、業務委託のコンサルタント会社の、過去の実績からなる技術力、他施設の実績などから全体の事業費を積算したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 松井議員。

6 番（松井圭子） ひとつおりのり答弁いただきました。

CO₂削減のところは、平成29年と比べて932トンで、5.6パーセントのCO₂の削減というのは分かりました。

で、今の既存施設と、改良されて処理能力的にはどれぐらい違いがあるのか、いただいた参考資料の6ページのところで、規模が少し変わっていますが、詳細についてお尋ねします。

議 長（橋本律子） 事務局。

衛生課長（松本博彰） 失礼します。衛生課よりただいまの再質疑に対して答弁させていただきます。

基幹改良に伴います、能力の回復につきましてはの基幹改良前と後のどれぐらいであるかという御質問でございますが、改良事業前と後での焼却能力の向上は、5パーセント以上と見込んでおるところでございます。

現在、能力としましては、あくまでもこの基幹改良は原形復旧ということでございます。1時間当たりの能力は、現在3.125トン、基幹改良後もその数字となるものでございますが、そこから現在のところ15パーセントから20パーセント、老朽化に伴いまして能力が低下しているものでございます。そこから能力回復として5パーセント以上を見込んでいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 松井議員よろしいですか。

これで、松井圭子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号、令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（橋本律子） 挙手全員です。

したがって、議案第7号、令和元年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本律子） 日程第6、議案第8号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第8号、財産の取得についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、登録後7年が経過し、走行距離が18万キロメートル及び、登録後7年が経過し、走行距離17万キロメートルの高規格救急自動車2台について更新を行うものです。

なお、更新車両の配備先につきましては、各署及び分署間の車両配置替えを行い、水口消防署と湖南中央消防署に配置しようとするものです。

購入につきましては、本組合の競争参加資格を有し、高規格救急自動車を取り扱う5者を指名し、指名競争入札を実施したところ、滋賀トヨタ自動車株式会社が落札し、5,443万2千円で購入しようとするものです。納車は本年12月の予定です。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（橋本律子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長（橋本律子） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（橋本律子） 挙手全員です。

したがって、議案第8号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本律子） 日程第7、議案第9号、甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第9号の提案理由を御説明申し上げます。

当組合監査委員のうち知識経験を有する監査委員として、平成27年6月29日から就任していただいております山川宏治氏が、本年6月28日をもって任期満了となりました。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、組合同規約第11条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

山川宏治氏におかれましては、地方公共団体の財務管理、行政運営に関し知識、経験とも豊富であり、当組合の監査委員として適任者であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議 長（橋本律子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長（橋本律子） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第9号、甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（橋本律子） 全員挙手です。

したがって、議案第9号、甲賀広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議 長（橋本律子） お諮りいたします。
本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（橋本律子） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
したがって、令和元年第2回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会いたしました。

（閉会 午前9時58分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

同 議会議員 菅沼 利紀

同 議会議員 加藤 貞一郎